

第 3 7 号議案

工事請負契約の変更について（干原線道路改良工事（第 1 工区））

干原線道路改良工事（第 1 工区）について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

記

1 変 更 工 期

【変更後】自 令和 6 年 9 月 3 日
至 令和 7 年 9 月 3 0 日

【変更前】自 令和 6 年 9 月 3 日
至 令和 7 年 3 月 1 4 日

2 契約の方法

随意契約

理 由

干原線道路改良工事（第 1 工区）について、他工事の影響により請負契約の内容を変更する必要があるため、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 8 年新宮町条例第 4 号）第 2 条の規定により町議会の議決を求めるものである。

(参考資料)

(1) 変更理由

本工事区域では同時に三代土地区画整理組合による造成工事や上下水道管の埋設工事（以下「組合工事」という。）が施工されていたが、これら工事の支障となる電線管理者の電柱移設工事が遅れたため、組合工事が遅れ、更には、本工事の着手が遅れることとなった。

以上のことから本工事期間の延長を行うものである。

(2) 契約の概要

契約の相手方

福岡県福岡市博多区下川端町 1 番 1 号

株式会社フジタ九州支店

支店長 吉村 康男

三代土地区画整理組合施工 布設替え水道管
新宮町既設配水管に干渉

支障電柱

支障電柱

三代土地区画整理組合施工 新設雨水管
新宮町既設配水管に干渉

支障電柱

干原線道路改良工事 (第1工区)

